

改正後	現 行
	<p>理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。</p> <p>また、基準第 212 条第 2 項は、指定共同生活援助の利用者の安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮すべきこととしたものである。</p> <p>② 生活支援員の業務の外部委託</p> <p>同条第 3 項は、指定共同生活援助事業者は原則として、指定共同生活援助事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならないが、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に委託することができることを定めたものである。この場合において、受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託することは認められない。なお、警備等の指定共同生活援助に含まれない業務については、同条の規定は適用されない。</p> <p>同条第 4 項の規定は、当該委託を行う指定共同生活援助事業者（以下「委託者」という。）は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、その業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければならないことを定めたものである。指定共同生活援助事業者は、同条の規定による業務の実施状況の確認、記録を行うため、当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決めておくとともに、イ（Ⅰ）及び（Ⅲ）の確認の結果を記録しなければならない。</p> <p>ア 委託に係る業務（以下②において「委託業務」という。）の範囲</p>

改正後	現 行
	<p>イ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>(Ⅰ) 受託者の従業者により、当該委託業務が基準第十四章第四節の運営に関する基準に従って、適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</p> <p>(Ⅱ) 委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。なお、当該指示については、文書により行わなければならないこと。</p> <p>(Ⅲ) 委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう(Ⅱ)の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</p> <p>(Ⅳ) 受託者が実施した当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>(Ⅴ) その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>③ 研修への参加</p> <p>同条第5項は、当該指定共同生活援助事業所の従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保することを規定したものである。</p> <p>(9) 支援体制の確保(基準第212条の2)</p> <p>指定共同生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、地方公共団体や社会福祉法人等であって、障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨を規定したものである。</p>

改正後	現 行
	<p>(10) 定員の遵守（基準第 212 条の 3） 運営規程において定められた居室、ユニット及び共同生活住居の入居定員を超えて、利用者を入居させてはならないこととしたものである。</p> <p>(11) 協力医療機関等（基準第 212 条の 4） 基準第 212 条の 4 第 1 項及び第 2 項の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。</p> <p>(12) 準用（基準第 213 条） 基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 73 条から第 75 条まで、第 88 条、第 90 条、第 92 条及び第 170 条の 2 の規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の（1）、（3）（②を除く。）、（4）、（6）、（7）、（10）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の 3 の（2）、（7）、（9）、（15）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の 3 の（7）及び（9）並びに第九の 3 の（3）を参照されたい。 なお、指定共同生活援助の事業について準用される基準第 74 条については、指定共同生活援助事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものであるが、さらにサービスの質の確保や夜間における防火安全体制の構築の必要性にかん</p>

改正後	現 行
<p>4 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p>(1) <u>人員に関する基準</u></p> <p>① <u>世話人及び生活支援員（基準第213条の4第1項第1号及び第2号）指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、1の（2）及び（3）を参照されたい。</u></p> <p><u>なお、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、常勤換算方法で、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者の数を5で除して得た数以上とする。</u></p> <p>② <u>サービス管理責任者（基準第213条の4第1項第3号）指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、1の（4）及び（5）を参照されたい。</u></p> <p>③ <u>夜間支援従事者（基準第213条の4第2項）</u></p> <p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助は、夜間及び深夜の時間帯においても、利用者の状態に応じた介護等の支援を行う体制を確保するため、当該夜間及び深夜の時間帯を通じて、共同生活住居ごとに夜勤を行う夜間支援従事者を1人以上配置するものとする。</u></p> <p><u>なお、既存の建物を共同生活住居とする場合であって、当該共同生</u></p>	<p>がみ、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定共同生活援助事業所が所在する市町村の職員又は法第 89 条の 3 に規定する協議会の委員、共同生活援助について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、構成員から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることが望ましい。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p>活住居の入居定員を11人以上とする場合は、原則ユニットごとに夜間支援従事者を1人以上配置する必要があること。</p> <p>④ <u>準用（基準第213条の5）</u> 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の（7）の①を参照されたい。</p> <p><u>（2）設備に関する基準</u></p> <p>① <u>事業所の立地及び単位（基準第213条の6第1項）</u> 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、2の（1）を参照されたい。 なお、日中サービス支援型指定共同生活援助は、利用者に対し、共同生活住居において昼夜を通じた介護等の支援を行うものであることから、例えば、同一敷地内に複数の共同生活住居を設置するなど、一定の地域に共同生活住居を集約して立地することによって、2の（1）に掲げる事項に支障が生ずることのないよう、留意すること。</p> <p>② <u>事業所の単位（基準第213条の6第2項）</u> 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、2の（2）（サテライト型住居に係る要件を除く。）を参照されたい。</p> <p>③ <u>共同生活住居（基準第213条の6第3項から第6項まで）</u> 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、2の（3）の①、②、⑤を参照されたい。 なお、①の規定にかかわらず、1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で</p>	

改正後	現 行
<p><u>家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されたものである場合には、1つの建物に複数の共同生活住居を設置することができるものとする。この場合において、1つの建物に設置する複数の共同生活住居の入居定員の合計は20人以下とする。</u></p> <p>④ <u>ユニット（基準第213条の6第7項から第9項まで）</u> <u>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、2の(4)（サテライト型住居に係る要件を除く。）を参照されたい。</u> <u>なお、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備については、利用者の状況や昼夜を通じた介護等の支援を行うことを考慮した上で、十分な広さを確保するものとする。</u> <u>また、1つの建物に複数の共同生活住居を設置する場合においても、共同生活住居ごとに、利用者が日常生活を営む上で必要とされる設備を設けることとするが、従業者のみ使用する設備については、共有して差し支えないものとする。</u></p> <p><u>(3) 運営に関する基準</u></p> <p>① <u>指定短期入所の併設（基準第213条の7）</u> <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の入居定員のほか、地域で生活する障害者の緊急一時的な支援等に応じるため、指定短期入所（空床型を除く。以下この①において同じ。）を行うこととしたものである。</u> <u>なお、指定短期入所を行うに当たっては、原則として当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所と併設又は同一敷地内において行うものとし、併設の場合にあっては、指定短期入所の従業者が、当</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の夜間支援従事者を兼ねても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、指定短期入所の利用定員は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の入居定員の合計が 20 人又はその端数を増すごとに 1 人以上 5 人以下とすること。</u></p> <p>② <u>介護及び家事等（基準第213条の 8）</u></p> <p><u>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の（5）（④を除く。）を参照されたい。</u></p> <p><u>なお、日中サービス支援型指定共同生活援助は、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で、利用者の状況に応じた介護等の支援を行うものであることから、共同生活住居ごとに、1 日を通じて 1 人以上の世話人又は生活支援員を配置しなければならないものである。</u></p> <p><u>また、既存の建物を共同生活住居とする場合であって、当該共同生活住居の入居定員を 11 人以上とする場合は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯においても、原則ユニットごとに世話人又は生活支援員を 1 人以上の配置する必要があること。</u></p> <p>③ <u>社会生活上の便宜の供与等（基準第213条の 9）</u></p> <p><u>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の（6）を参照されたい。</u></p> <p><u>なお、日中活動サービス等を利用することができず、日中を共同生活住居で過ごす利用者の支援に当たっては、当該利用者の意向を踏まえた日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。</u></p> <p><u>また、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者と緊密な連携を図ることとするものである。</u></p> <p>④ <u>協議の場の設置等（基準第 213 条の 10）</u></p> <p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に 1 回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。</u></p> <p><u>なお、都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、施行規則第34条の19第 1 項第18号に規定する事項として、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。</u></p> <p><u>また、当該協議会等における報告等の記録は、基準第 213 条の 11</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、5 年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。</u></p> <p>⑤ <u>準用（基準第 213 条の 11）</u></p> <p><u>基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 73 条から第 75 条まで、第 88 条、第 90 条、第 92 条、第 170 条の 2、第 210 条の 2 から第 210 条の 6 まで及び第 211 条の 3 から第 212 条の 4 までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の（1）、（3）（②を除く。）、（4）、（6）、（7）、（10）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の 3 の（2）、（7）、（9）、（15）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の 3 の（7）及び（9）並びに第九の 3 の（3）並びに 3 の（1）から（4）まで及び（7）から（11）までを参照されたい。</u></p> <p><u>なお、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用される基準第 74 条については、指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の（12）を参照されたい。</u></p> <p>5 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>（1）人員に関する基準</p> <p>① 世話人（<u>基準第 213 条の 14 第 1 項第 1 号</u>） （略）</p>	<p>4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>（1）人員に関する基準</p> <p>① 世話人（<u>基準第 213 条の 4 第 1 号</u>） 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、1 の（1）及び（3）</p>

改正後	現 行
<p>② サービス管理責任者（<u>基準第 213 条の 14 第 1 項第 2 号</u>） （略）</p> <p>③ 準用（<u>基準第 213 条の 15</u>） （略）</p> <p>（2）設備に関する基準（<u>基準第 213 条の 16</u>） （略）</p> <p>（3）運営に関する基準</p> <p>① 内容及び手続きの説明及び同意（<u>基準第 213 条の 17</u>） （略）</p>	<p>を参照されたい。ただし、平成 26 年 4 月 1 日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を 10 で除して得た数以上とする。</p> <p>② サービス管理責任者（<u>基準第 213 条の 4 第 2 号</u>） 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、1 の（4）及び（5）を参照されたい。</p> <p>③ 準用（<u>基準第 213 条の 5</u>） 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。</p> <p>（2）設備に関する基準（<u>基準第 213 条の 6</u>） 基準第 210 条については、外部サービス利用型指定共同生活援助について準用されるものであることから、2 を参照されたい。</p> <p>（3）運営に関する基準</p> <p>① 内容及び手続きの説明及び同意（<u>基準第 213 条の 7</u>） 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所</p>

改正後	現 行
<p>② 受託居宅介護サービスの提供（基準第 213 条の 18）</p> <p>ア 適切かつ円滑な受託居宅介護サービス提供のための必要な措置</p>	<p>の名称、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、利用者との間で当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第 77 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の内容</p> <p>ウ 当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日</p> <p>オ 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。</p> <p>なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>② 受託居宅介護サービスの提供（基準第 213 条の 8）</p> <p>ア 適切かつ円滑な受託居宅介護サービス提供のための必要な措置</p>

改正後	現行
<p><u>基準第 213 条の 18 第 1 項</u>は、利用者に対し、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供するため、必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業者の従業者による会議を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことである。</p> <p>イ 受託居宅介護サービス提供に係る文書による報告</p> <p><u>基準第 213 条の 18 第 2 項</u>は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービス提供の実施状況を把握するため、受託居宅介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものである。</p> <p>③ 運営規程（<u>基準第 213 条の 19</u>） （略）</p> <p>④ 受託居宅介護サービス事業者への委託（<u>基準第 213 条の 20</u>） <u>基準第 213 条の 20</u>は、利用者に対する適切な外部サービス利用型</p>	<p><u>基準第 213 条の 8 第 1 項</u>は、利用者に対し、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供するため、必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業者の従業者による会議を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことである。</p> <p>イ 受託居宅介護サービス提供に係る文書による報告</p> <p><u>基準第 213 条の 8 第 2 項</u>は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービス提供の実施状況を把握するため、受託居宅介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものである。</p> <p>③ 運営規程（<u>基準第 213 条の 9</u>） 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3の（7）を参照されたい。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業者が運営規程に定める事項に加えて、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地に関する事項を運営規程に定めることが必要である（第5号）。</p> <p>④ 受託居宅介護サービス事業者への委託（<u>基準第 213 条の 10</u>） <u>基準第 213 条の 10</u>は、利用者に対する適切な外部サービス利用型</p>

改正後	現行
<p>指定共同生活援助の提供を確保するため、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に受託居宅介護サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。</p> <p>a (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 受託居宅介護サービス事業者の従業者により当該委託業務が基準第十六章第五節第四款の運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定期的に確認する旨</p> <p>d (略)</p> <p>e (略)</p> <p>f (略)</p>	<p>指定共同生活援助の提供を確保するため、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に受託居宅介護サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。</p> <p>a 当該委託の範囲</p> <p>b 当該委託に係る業務（以下④において「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>c 受託居宅介護サービス事業者の従業者により当該委託業務が基準第十四章第五節第四款の運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定期的に確認する旨</p> <p>d 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨</p> <p>e 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう d の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が確認する旨</p> <p>f 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入</p>

改正後	現 行
<p>g (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>基準第 213 条の 22</u>において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、アの c 及び e の確認の結果の記録を 5 年間保存しなければならないこと。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p>	<p>居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>g その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>イ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者はアの c 及び e の確認の結果の記録を作成しなければならないこと。</p> <p>ウ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が行うアの d の指示は、文書により行わなければならないこと。</p> <p>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、<u>基準第 213 条の 12</u>において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、アの c 及び e の確認の結果の記録を 5 年間保存しなければならないこと。</p> <p>オ 1 の受託居宅介護サービスを提供する受託居宅介護サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。なお、この場合、居宅介護サービス事業者ごとにその役割分担を明確にしておくこと。</p> <p>カ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、居宅介護サービス事業者と予め契約し、法第 36 条第 1 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 34 条の 19 第 1 項の規定に基づき、当該受託居宅介護サービス事業者及び当該受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。</p> <p>ただし、平成 26 年 4 月 1 日に現に存する指定共同生活援助事業所であって、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成 25 年厚生労働省令</p>

改正後	現 行
<p>キ <u>基準第 213 条の 20</u> 第 5 項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指揮命令には、<u>基準第 213 条の 22</u> により準用される第 28 条の緊急時の対応、第 36 条の秘密保持等、第 40 条の事故発生時の対応及び第 73 条の身体拘束等の禁止の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる受託居宅介護サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。</p> <p>⑤ 勤務体制の確保等（<u>基準第 213 条の 21</u>） 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の（8）の①及び③を参照されたい。</p> <p>⑥ 準用（<u>基準第 213 条の 22</u>） （略）</p>	<p>第 124 号。) 附則第 3 条第 2 項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、同令附則第 5 条に基づき、平成 26 年 4 月 1 日以降最初の指定の更新までの間は、「事業」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供」と読み替えるものとする。</p> <p>キ <u>基準第 213 条の 10</u> 第 5 項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指揮命令には、<u>基準第 213 条の 12</u> により準用される第 28 条の緊急時の対応、第 36 条の秘密保持等、第 40 条の事故発生時の対応及び第 73 条の身体拘束等の禁止の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる受託居宅介護サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。</p> <p>⑤ 勤務体制の確保等（<u>基準第 213 条の 11</u>） 指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の（8）の①及び③を参照されたい。</p> <p>⑥ 準用（<u>基準第 213 条の 12</u>） 基準第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 73 条から第 75 条まで、第 88 条、第 90 条、第 92 条、第 170 条の 2、第 210 条の 2 から第 210 条の 6 まで、第 211 条、第 211 条の 2 及び第 212 条の 2 から第 212 条の 4 までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用され</p>